

○広島国際大学学内奨学金規定

1998年1月27日

学園1152

改正 2023年2月24日

(目的)

第1条 この規定は、広島国際大学(以下「本大学」という)に学内奨学金制度を設け、もって本大学学生の学業成就を助成することを目的とする。

(名称)

第2条 この規定で奨学金の給付を受ける者を学内奨学生といい、給付される奨学金を学内奨学金という。

(資格)

第3条 学内奨学金を受けることのできる者は、つぎの各号のすべてに該当する者とする。

- イ 本学の学部生のうち、学修意欲があり、最短修業年限で卒業できる見込みがある者
- ロ 独立行政法人日本学生支援機構や地方自治体等の貸与制奨学生であり、経済的理由により就学困難と認められる者

2 前項に該当する場合であっても、つぎの各号のいずれかに該当する者は除く。

- イ 学外諸団体からの給付を受けている者。
- ロ 他の学内奨学金の奨学生(学園創立90周年記念奨学生は含まない)
- ハ 当該年度編入学した者
- ニ 学費減免を受けている者
- ホ 外国人留学生

(奨学金の額および給付方法)

第4条 学内奨学金の年額は、1人当たり一律20万円とし、一括で給付する。ただし、学費納入時にこの奨学金を学費の一部に振り替えることができる。

(給付人数)

第5条 奨学金の給付人数は、毎年度始めに学長が決定する。

(期間)

第6条 学内奨学金を給付する期間は、1年とする。ただし、翌年継続して奨学金を希望することができる。なお、継続して奨学金を希望する者は、改めて申請しなければならない。

(申請手続)

第7条 学内奨学金を希望する者は、所定の学内奨学金申請書に、必要書類等を添えて、教育・学生支援機構に提出しなければならない。なお、申請時期は、教育・学生支援機構がその都度定める。

(選考)

第8条 学内奨学生の選考は、学長が学生委員会の議を経てこれを行う。

(給付の停止)

第9条 学内奨学金を受けている者が、つぎの各号のいずれかに該当するときは、学長が奨学金の給付を停止する。

- イ 休学、退学または除籍となったとき
- ロ 広島国際大学学生海外留学規定に基づき留学したとき
- ハ 学業成績または性行が不良となったとき
- ニ 懲戒処分を受けたとき
- ホ 学内奨学金を給付することが適当でないと学長が判断したとき

(規定の改廃)

第10条 この規定の改廃は、学長の意見を聴いて、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2024年4月1日から施行し、2024年度学生募集時から適用する。
- 3 2023年度以前の入学者の資格、奨学金の額および給付人数については、なお従前の例による。